

私立小・中学校就学者に対する教育費助成に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成23年9月20日

提出者

15番 小美濃 安 弘

10番 ひがし まり子

2番 蔵 野 恵美子

8番 木 崎 剛

9番 島 崎 義 司

19番 斉藤 シンイチ

武蔵野市議会議長 きくち 太 郎 殿

私立小・中学校就学者に対する教育費助成に関する意見書

国民のひとつとして教育を受ける権利は憲法に認められたものであり、児童生徒は、自分の個性に合った学校を選び、学習する権利があります。現代は、国際化と価値基準の多様化が進み、次の世代を担う児童生徒には個性を伸ばすための教育の重要性が指摘されています。それぞれの建学の精神に沿い、独自の教育を展開している私立学校が、こうした意味でも求められています。また、いろいろな理由から一般の公立学校に入りがたい児童生徒もおります。身体的・知的なハンディキャップから、よりきめ細かな教育を望む場合にも、私立学校が大きな役割を果たしております。

しかしながら、社会経済はいまだ低迷を続け、私立小・中学校に就学させている保護者にとっての学費負担は著しいものとなっています。法のもとの平等の原則からも、児童生徒に十分な教育を受けさせる意味からも、教育費助成の重要性がうかがえます。

貴職におかれましては、上記の実情を御考察され、私立小・中学校就学者に対する教育費の助成措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 月 日

武蔵野市議会議長 きくち 太 郎

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
東京都知事

あて